

営繕工事における週休2日促進工事实施要領 新旧対照表

改定	現行
<p style="text-align: center;"><b>営繕工事における週休2日促進工事实施要領</b> (新潟県土木部)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 用語の定義 (1) 週休2日</p> <p>① <u>完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。</u></p> <p>② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 (略)</p> <p>(3) 現場閉所 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>営繕工事における週休2日促進工事实施要領</b> (新潟県土木部)</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 用語の定義 (1) 週休2日</p> <p>④ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 (略)</p> <p>(3) 現場閉所 (略)</p>

(4) 現場休息

( 略 )

3 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日 (土日)

完全週休2日 (土日) の達成は、対象期間内の全ての週 (原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。) ごとに現場閉所 (現場休息) 日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所 (現場休息) を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所 (現場休息) 日数の割合 (以下「現場閉所 (現場休息) 率」という。) が28.5% (8日/28日) 以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所 (現場休息) を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所 (現場休息) 率が28.5% (8日/28日) 以上の水準に達していることをもって判断する

なお、現場閉所日 (現場休息日) を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日 (土日) に取り組む場合は、同

(4) 現場休息

( 略 )

~~(5) 4週8休以上~~

~~① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所 (現場休息) 日数の割合 (以下「現場閉所 (現場休息) 率」という。) が28.5% (8日/28日) 以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所 (現場休息) を行っている状態をいう。~~

~~なお、現場閉所日 (現場休息日) を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。~~

~~② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所 (現場休息) 率が28.5% (8日/28日) 以上の水準に達する状態をいう。~~

一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### 4 対象工事

( 略 )

#### 5 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

##### ① 発注者指定方式 (完全週休2日 (土日))

発注者が完全週休2日 (土日)に取り組むことを指定する方式

設計図書に別紙1 (「週休2日促進工事 (発注者指定方式 (完全週休2日 (土日)))」特記仕様書)を添付する。

##### ② 発注者指定方式 (通期)

発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する方式

受注者が工事着手前に「完全週休2日 (土日) 及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組むことができる

設計図書に別紙2 (「週休2日促進工事 (発注者指定方式 (通期))」特記仕様書)を添付する。

#### 6 積算方法等

##### (1) 補正方法

~~なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。~~

#### ~~3 対象工事~~

~~( 略 )~~

#### 4 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

##### ① 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式

~~—(設計図書に別紙1 (「週休2日促進工事 (発注者指定方式)」特記仕様書)を添付する。)~~

##### ② 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式 (通期の週休2日は必須)

~~—(設計図書に別紙2 (「週休2日促進工事 (受注者希望方式)」特記仕様書)を添付する。)~~

#### ~~5 積算方法等~~

##### ~~(1) 補正方法~~

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

なお、補正の運用に当たっては、令和7年3月25日付け国営積第7号、大臣官房官庁営繕部計画課 営繕積算企画調整室長通知（別添1）による。

① 完全週休2日（土日）適用工事	労務費	1.02
	現場管理費	1.01
② 月単位の週休2日適用工事	労務費	1.02
	現場管理費	1.00
③ 通期の週休2日適用工事	労務費	1.00
	現場管理費	1.00

## (2) 積算及び変更方法

### ① 発注者指定方式（完全週休2日（土日））

「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、(1)①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)②に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を(1)③に変更し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)③に変更するものとする。なお、「通期の

週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する（市場単価等の補正率は、令和6年3月22日付け国営積第13号、大臣官房官庁営繕部計画課 営繕積算企画調整室長通知を準用する（別添1））。

① 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上）	1.04
② 通期の週休2日促進工事（4週8休以上）	1.02

## (2) 積算及び変更方法

### ① 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額うち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、建設工事請負基準約款第25条の規定に基づき行うものとする。

週休2日」が未達成の場合についても補正係数を(1)③に変更するものとする。

## ② 発注者指定方式(通期)

「通期の週休2日」の達成を前提に、(1)③により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取り組みを希望した場合、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、希望した上で「完全週休2日(土日)」及び「月単位の週休2日」を達成の場合は、補正係数を(1)①に変更し、希望した上で「月単位の週休2日」を達成の場合は、補正係数を(1)②に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、「通期の週休2日」が未達成の場合、補正係数は(1)③として、変更しないものとする。

## 7 現場閉所(現場休息)の確認方法等

(1) 現場閉所(現場休息)の確認方法  
(略)

(2) 週休2日促進工事の見える化  
(略)

### (3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

## ② 受注者希望方式

通期の4週8休以上を前提に、(1)②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を達成した場合は、補正係数を(1)①に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、建設工事請負基準約款第25条の規定に基づき行うものとする。

## 6 現場閉所(現場休息)の確認方法等

(1) 現場閉所(現場休息)の確認方法  
(略)

(2) 週休2日促進工事の見える化  
(略)

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

#### **(4) 工事成績評定**

土木部請負工事成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、土木部請負工事成績評定実施要領に基づく成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。なお、「発注者指定方式(完全週休2日(土日))」においては、完全週休2日(土日)に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。

#### **(5) 元請下請の取引の適正化**

週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、受注者との協議を密に行うものとする。

#### **附則**

本実施要領は、令和7年10月20日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事に適用する。

#### **-(3)-工事成績評定**

土木部請負工事成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、土木部請負工事成績評定実施要領に基づく成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。なお、受注者希望方式においては、月単位の週休2日に関する点数の減ずる措置は行わないものとする。

#### **附則**

本実施要領は、令和6年10月20日以降に公告又は指名通知を行う営繕工事に適用する。

(別紙1)

「週休2日促進工事（発注者指定方式（完全週休2日（土日））」特記仕様書

本工事は、発注者が完全週休2日（土日）に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事（発注者指定方式（完全週休2日（土日））」である。

受注者は、『営繕工事における週休2日促進工事实施要領（新潟県土木部）』に基づき、工事着手前に、完全週休2日（土日）の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

完全週休2日（土日）の達成を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、また、補正係数1.01により現場管理費を補正して予定価格を作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）を達成しない場合は、補正係数を1.00に変更し現場管理費を補正することで請負代金額のうち補正分を減額変更する。また、月単位の週休2日を達成しない場合は、補正係数を1.00に変更し労務費を補正することで、請負代金額のうち労補正分を減額変更する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。

実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>)

(別紙1)

「週休2日促進工事（発注者指定方式）」特記仕様書

本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事（発注者指定方式）」である。

受注者は、『営繕工事における週休2日促進工事实施要領（新潟県土木部）』に基づき、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

その他詳細は、試行実施要領を確認すること。

試行実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>)

(別紙2)

「週休2日促進工事（発注者指定方式（通期））」特記仕様書

本工事は、発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事（発注者指定方式（通期））」である。

受注者は、『営繕工事における週休2日促進工事实施要領（新潟県土木部）』に基づき、「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取り組みの希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、希望した週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

通期の週休2日の達成を前提に補正係数1.00により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、また、補正係数1.00により現場管理費を補正して予定価格を作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、希望した上で完全週休2日（土日）を達成した場合は、補正係数を1.01に変更し現場管理費を補正することで請負代金額のうち補正分を増額変更する。また、希望した上で月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を1.02に変更し労務費を補正することで、請負代金額のうち労補正分を増額変更する。

(別紙2)

「週休2日促進工事（受注者希望方式）」特記仕様書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する新潟県「週休2日促進工事（受注者希望方式）」である。なお、通期の週休2日について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

受注者は、『営繕工事における週休2日促進工事实施要領（新潟県土木部）』に基づき、月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。

受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

通期の4週8体以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8体以上を達成した場合は補正係数を1.04に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更し、通期の4週8体に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

その他詳細は、実施要領を確認すること。  
実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。  
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>)

その他詳細は、試行実施要領を確認すること。  
試行実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。  
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html>)